

物件調書

壱岐東中間換気所用地			
所在地(地番表示)	西区橋本二丁目1229番2の一部	財産所管課	交通局営業部広告・駅ナカ事業課
貸付面積	161.13㎡	貸付料	314,000円(税抜き、年額)
貸付期間	貸付開始日から最長10年間	用途地域	準住居地域
地目	宅地	建蔽率・容積率	60%・200%
埋蔵文化財	埋蔵文化財包蔵地隣接地	景観計画区域	一般市街地ゾーン

特記事項

- 当該用地は平成11年に取得し地下鉄換気塔用地として使用しており、現在も地下に換気用のトンネル及び用地内に換気塔がありますが、地上の余裕部分を活用するため貸付公募を実施するものであり、隣接地との境界に設置したフェンス及びフェンス内側の舗装地を現況有姿(アスファルト舗装)で貸付けるものです。
- 当該用地内南側にある換気塔及び保守作業用車両の駐車スペース付近への立入防止のため、借受者の負担によりチェーンポール(基礎は独立基礎で、CB(コンクリートブロック)不可とし、高さ0.7m以上、長さ13m程度)の設置を必要とします。なお、貸付物件の返還時に、原則としてチェーンポールは借受者の負担により撤去していただきますが、福岡市交通局が撤去の必要がないと認めた場合は、この限りではありません。(チェーンポール設置位置は現地写真の赤破線部分をご参照ください。)
- 地下に換気用のトンネルがあるため、工作物及びその他の物件による荷重は1㎡当り10t以下までとなります。また、借受候補者決定後、指定用途に供するための施工等について交通局と事前協議が必要となります。
- 当該用地は埋蔵文化財包蔵地に隣接しているため、地下の掘削を伴う工事を行う場合は経済観光文化局(埋蔵文化財課)と事前協議も必要となります。
- 当該用地は都市計画道路の区域内であるため、貸付期間中に都市計画道路の整備事業が実施された場合、契約を解除する可能性があります。この場合における、借受者に生じる損失に対する補償については、借受者と都市計画道路の整備事業者の双方で協議することとなります。
- 貸付面積は概算値であり、実際の面積と異なる場合があります。
- 本調書と現地の現況が異なる場合は、現況が優先されます。

